

第2回三豊市文書館協議会 会議録【要旨】

1. 開催日時：平成21年11月26日（木） 13時30分～16時30分
2. 開催場所：香川県立文書館 会議室
3. 出席者（敬称略）
 - 1号委員：藤田明美、小野泰光、吉田隆幸、和田 仁、嶋田典人
 - 2号委員：小野英樹、安藤 強、横山和典、森 健、木下 実条例第5条第4項に定める者：政策部次長 丸戸研二、市民部市民課長 堀川博資
事務局：総務課長 神原道央、課長補佐 横山 功、千秋浩幸、三宅高文
4. 傍聴者：なし（開催場所の関係により非公開）

次 第

1. 開会
2. 会長あいさつ
3. 館長あいさつ
4. 香川県立文書館の視察研修
5. 議題
 - (1) 答申骨子（素案）について
 - (2) 三豊市文書館耐震診断業務について
 - (3) 今後の協議会の開催日程について
 - (4) その他
6. 閉会

資料一覧

- 資料1 諮問書（写）
- 資料2 答申骨子（素案）について
- 資料3 今後の協議会の開催日程について
- 資料4 三豊市文書館索引

会議の概要

1. 開会
[第2回三豊市文書館協議会の開会宣言]
[会議の非公開に関する説明]
2. 会長あいさつ
[あいさつ]
3. 館長あいさつ
[香川県立文書館長あいさつ]
4. 香川県立文書館の視察研修
[県立文書館職員の案内により館内を視察研修]

5. 議題（以下、議事録）

【議題（1）答申骨子（素案）について】

（会 長） 議題（1）について、事務局から説明をお願いします。

（事務局） まず、お手元の資料 1 ページ・2 ページに、市長からの諮問書の写しと諮問理由を付けています。次の 3 ページが基本構想（案）、4 ページが運営計画（案）です。左側の目次については、ほとんど先進地のものを参考にしました。そして、右側に主な内容として、文書化するに当たって盛り込むべきことをまとめてみました。

それでは、3 ページの基本構想（案）から説明いたします。基本構想では、「はじめに」から始まって、「1.三豊市文書館の基本理念」、「2.設置の意義と必要性」、「3.館の役割と機能」、「4.類似施設との役割分担と連携」ということで、大きく 5 つの構成となっています。

「はじめに」の中には、諮問をするまでの経緯ということで、「文書館の種」をまいて、なんとか双葉は出たが、これからどうやって育てればいいのかという状況になったこと。次に、現状及び問題点の認識ということで、ヒト、モノ、カネ、すべての面で他の事業（木）に比べ、全国的に見ても優先順位が低いこと。3つ目に、本案にそった基本構想の早期策定ということで、とにかく育て方を早く決めて、それをコツコツとやって行くことによって、将来、必ず誰からも認められる立派な大木になる、ということを表したいと思います。

つづいて本題の「1.三豊市文書館の基本理念」の中には、三豊市新総合計画と三豊市文書館条例に示された文言をかみ砕いた表現にした、この 3 点を挙げたいと思います。まず、「みんなの、「見たい」、「知りたい」、「役立てたい」に前向きにこたえる文書館」。2つ目に、「みんなに、もっと「三豊市」を理解して、信頼を得るための文書館」。3つ目に、「みんなを、いろいろなところで、新しく、しっかりと結びつける文書館」。

次に、「2.設置の意義と必要性」で、(1) 意義には、三豊市文書館条例第 1 条の「郷土の歴史的価値、また、郷土の文化的価値を有する、市の公文書、地域資料、刊行物、その他の記録を、収集、保存し、広く利用に供することにより、地域文化の発展に寄与する。」という目的の部分的存在理由として表したいと思います。(2) 必要性には、三豊市新総合計画の基本構想に示されている、次の 3 点を盛り込み、必要な度合いの高さを表していきます。1つ目、積極的な情報の公開、積極的な情報の提供により市民に対する説明責任を果たす。2つ目、情報の共有化、意識の共有化により市政に対する市民の理解と信頼を深める。3つ目、多様な分野における、市民、市民組織、民間企業、行政の、新たな関係を構築する。

次は、「3.館の役割と機能」で、(1) 役割には、三豊市新総合計画の基本計画にあります 3 点を、任務として表したいと思います。1つ目は、市政が市民に分かりやすく、身近に感じられる積極的な情報公開を推進する。2つ目は、公正で透明な行政運営により、市政に対する市民の理解と信頼を深める。3つ目は、三豊市文書管理規程などに基づく文書の適正管理。(2) 機能には、三豊市文書館条例第 3 条の、3 つの業務を

働きとして表します。第 1 号に、公文書等の保存整理及び閲覧等その他の利用に関すること。第 2 号に、市政に関する情報の提供に関すること。第 3 号には、文書館の設置目的を達成するために必要な業務。

最後の「4.類似施設との役割分担と連携」で、(1) 役割分担には、旧 7 町にそれぞれある図書館、詫間町の民俗資料館・考古館との役割分担を設置目的にそって、明確に示したいと思います。(2) 連携には、類似施設との連絡協議会を設置し、利用者の利便性をふまえた相互利用について示したいと思います。

つづいて、4 ページの三豊市文書館運営計画（案）について説明いたします。運営計画では、「1.館の管理と運営」、「2.望ましい施設のあり方」、「3.三豊市文書館協議会」ということで、大きく 3 つの構成となっています。

まず、「1.館の管理と運営」で、(1) 例規の整備には、三豊市文書管理規程の改正として、総務課長から文書館長への文書の引渡しの仕組みを示します。三豊市文書館条例施行規則では、速やかな閲覧サービスや公開に係る審査などについて示します。三豊市文書館公文書等取扱要綱では、公文書等の評価選別基準を定めます。三豊市文書館処務規程では、館の組織・職員・職責などについて。三豊市行政資料収集管理規程では、計画書や報告書などの行政資料の収集・管理するものを示します。そして、文書等の寄贈受入要綱に、古文書などの寄贈に関する事項を定めます。(2) 組織には、館の役割を果たすためには、①収集・選別・保存、②サービス、③調査・研究の 3 つの部門に分けることと、それぞれにボランティア団体などの協力が重要になるということを表します。(3) 職員には、館長をはじめとして、どういった体制が望ましいのか。また、適正な職員の数や専門職員の配置について示します。(4) 取り扱う公文書等の範囲には、文書館条例第 1 条にあります、市の公文書、地域資料、刊行物、その他の記録、それに加えて古文書についても示したいと思います。また 30 年後、50 年後の三豊市誌編さん事業を見据えた内容にする必要があります。そして次の (5) から (8) までは、運営の 4 本の柱になるところです。(5) 公文書等の収集と管理には、文書管理システムの検討ということで、現在の文書を廃棄するシステムから、保存するシステムへと変更すること。また、そのためには評価選別の仕方について、市職員の理解と協力を得ながら作り上げていくことを示したいと思います。(6) 公文書等の利活用には、情報公開条例や個人情報保護条例とのかかわりも見ながら、公開や閲覧、提供の仕方について考えたいと思います。(7) 啓発普及には、まずは内部の市職員の意識改革。そして、小学校、中学校、高校や地元文化財保護協会との連携を図ること。また、そのひとつの方法として「文書館だより」を発信するのも有効といった内容とします。(8) 公文書等の調査研究では、館の機能の維持・向上のためには、他の文書館との連絡も重要であることを示したいと思います。

つづいて、「2.望ましい施設のあり方」ということで、ハード面の整備についてですが、現在行っている耐震診断の結果を待ってから改修計画に進むことになるため、いくつかのケースを考えていかなければなりません。(1) 場所には、現在の建物を改修・整備して開館する形と、山本支所内の空きスペースを利用して本館としてサービス業務を行う形が考えられます。また将来的には、県立文書館のように三豊市図書館との

複合施設になることも考えられます。(2) 開設時期には、こういった形でオープンするのかによって決まると思います。来年の6月のオープン期限まであまり時間がないため、早めに判断をし、必要であれば文書館条例の附則部分の改正もしなければなりません。(3) 中間書庫には、今後保管・保存しなければならない文書量を把握して、遊休施設についての調査や検討を進める必要があることを示します。(4) 規模等には、オープンするためにどうしても必要な施設整備についてと、将来の三豊市図書館との複合施設として考えた場合を示したいと思います。

最後の「3.三豊市文書館協議会」につきましては、協議会設置条例にそった内容の表現とします。

以上、運営計画案の骨子(素案)の内容については、先進地の例を参考に、今後、肉付けをしていきたいと思ひます。説明を終わります。

(会 長) ご意見やご質問はありませんか。

(委 員) 大きく分けてソフトとハードの2面があり、ハード面については数年後に大きな構想が出てくるのかもしれませんが、まずはソフト面について、当初発足するために何をしなければならないかということを考えて、そこから大きな目標を見通して業務をすることが必要だと思います。前回、県立文書館の4つの業務について説明して、それを参考にしたらどうかと提案しました。それは、「収集・選別・保存」、「利用」、「調査・研究」、「普及啓発」です。しかし、この運営計画案には「収集・選別・保存」、「サービス」、「調査・研究」の3つの部門しかなく、これは文書館条例に載っているものを引用したんだと思ひますが、「サービス」の中に「利用」と「普及啓発」が含まれていると解釈していいですか。

(事務局) それで結構です。

(委 員) 住民が利用することと、文書館から積極的に普及啓発を行うということが、この「サービス」に含まれているんですね。

(会 長) 前回も指摘があったように、文書館は「静」の姿勢ではなく、積極的に市民に呼びかける姿勢が必要だということについて、今回「サービス」という言葉で表しているが、もっと力点を置いたらどうかというご意見でした。

(委 員) 補足ですが、三豊市文書館条例を改正する必要はないと思ひています。今後答申する基本構想や運営計画を踏まえて、文書館規則などで細かく規定したらと思ひます。

(会 長) 規則の制定については、4ページの運営計画の(1)例規の整備のところに書かれているようです。

(委 員) 広報に関して「文書館だより」という言葉が出てきますが、これは遠い将来ではなく、市の広報誌の1ページを使うなど、早い段階からのPRが必要だと思います。

(会 長) 広報誌でのPRについて、事務局はどう思ひますか。

(事務局) 現在、ホームページで協議会の情報を発信していますが、もう少し方向性が決まってから、広報誌等の活用をしていきたいと思ひます。

(委 員) 運営計画案にある「三豊市図書館との複合施設」のところで、三豊市新総合計画に「三豊市図書館」は入っていません。「将来的には」ということですが、現段階で計画のないものを答申に入れることには疑問を感じます。

- (委員) 事務局に伺いますが、「将来的には」の将来とは、どの程度のことを指していますか。また、「三豊市図書館」は何を根拠に出されたのですか。それと、「類似施設との役割分担と連携」のところで、旧7町の図書館は現在、図書館システムで結ばれていますが、この現有施設との整合についてどのように考えていますか。
- (事務局) 三豊市新総合計画に「三豊市図書館」が入っていないことは理解しています。しかし、文書館を考えるうえでは、図書館や資料館や考古館を切り離しては考えられませんが、「三豊市図書館との複合施設」については遠い将来の理想形ということです。他の市町村についても、財政的に厳しい面もありますが、そういう形でできつつあるようです。
- (委員) 確認したいのですが、諮問理由にある「将来にわたる」という部分と、事務局の説明にあった「将来的には」ということについて、事務局はそのように諮問されたと認識しているのですか。
- (事務局) これから文書館を立ち上げていくためにということで考えています。
- (委員) そんな遠い将来の話ではなく、文書館のシステムや市民の利用に供するシステムなど、喫緊の課題について問われていると思いますが。
- (委員) 三豊市には旧町に7つの図書館があり、老朽化した図書館もありますので、三豊市図書館協議会の中で、今までのように7つの図書館を残したらいいのか、中央図書館的なものを作るのがいいのかという議論になる可能性もありますが、現段階ではそういう議論には至っていません。
- (委員) 将来、「三豊市図書館」という話が出てきたら複合施設も視野に考えるということで、現状としては、7つの図書館や資料館や考古館との連携を深めていくという解釈でいいですか。
- (委員) それなら、現有の図書館との複合的な機能について触れるべきであり、年限の示せない図書館について答申するのはいかがなものでしょうか。
- (委員) 図書館と文書館は似ているようですが、少し性格が違います。図書館は大量に印刷・発行しているものを保管し、文書館は公文書等の唯一のものを保管します。もちろん、広報誌などの大量に印刷したものも集めますが、基本的に唯一のものだと考えます。ですから、建物については、この県立文書館のように隣接していると利用者は便利ですが、図書館と文書館はそれぞれ独立させたほうが良いと思います。この運営計画にある「三豊市図書館との複合施設」というのは、この県立文書館を参考にして、効率なども考えた発想だと思いますが、現時点ではそれぞれに考えたほうが良いと思います。
- (委員) この建物に入っている図書館と文書館ですが、図書館は教育委員会の管轄で、文書館は知事部局ですから、たまたま同じ建物にあるということです。複合施設といってもいろいろな形態があります。
- (委員) 図書と文書を一緒にするという発想はするべきでないと思いますので、「複合施設」というのは、同じ建物の中に文書館や図書館、資料館や考古館がそれぞれ独立して入るということですね。それと、先ほどの視察で感じたことですが、専門職員の配置は絶対に必要だと思いますが、この専門職員とはどのような資格の方ですか。

- (委員) アーキビストと呼ばれる方になりますが、今の公文書館法では、文書館ができて当面はアーキビストを置かなくてもよいとなっています。しかし、古文書なら文書が読めなければならぬので、日本史の先生などを置いているところが多いです。また、公文書なら行政の仕事をしていただ方のほうが、その文書の性質が分かりますので、県立文書館では県職員OBの方を2名嘱託職員として配置しています。
- (会長) 専門的な技術をもった人の養成は、国でも法的な整備ができていない状況ですので、専門職員を置かなくてよいということになっていますが、実務においては専門職員がいなければ前に進んでいかぬというご意見でした。また、複合施設についてですが、計画がないものを答申に入れることについて、事務方としてはやればやるほど理想を追っていくと思いますが、次の協議会で結論付けたいと思います。
- (委員) 「図書館との複合施設」を答申に入れるのであれば、教育委員会としても、ある程度の認識や意見の取りまとめが必要であると思いますので、そのあたりは考慮してください。
- (委員) 三豊市図書館という計画はないので、三豊市文書館運営計画において、「三豊市図書館との複合施設」については削除すべきだと思います。
- (委員) 私も「三豊市図書館との複合施設」という表現は必要ないと思います。今後もこの協議会は存続するので、将来そういう話が出てくれば、その時に協議会で検討したらいいと思います。
- (委員) 先日、三豊市文書館を視察しましたが、文書を受け入れて保管していくには少し狭いと感じましたが、将来建て増ししていくなど、建物に関して何かしないといけないと思っているのですか。
- (事務局) 建物に関しては、第2期工事として商工会が入っているところに可動式の書架を設置しようと思っています。それ以外に、車で5分のところに遊休施設の旧幼稚園があり、現在書庫として利用していますが、そこをもう少し整備すれば収納施設として使えるという考えを持っています。
- (委員) 施設に関してもう1つ質問ですが、6月に開館すると閲覧室や応接室が必要になりますが、1階と2階にある会議室を使うつもりですか。
- (事務局) 文書館の建物に関しては、現在耐震診断をしているところで12月に正式な結果が出ますが、議題(2)のところでお話しようと思っていたのですが、業者からはコンクリートや鉄筋などの材質については問題ないという中間報告を受けています。ですから、改修に向けて進められる状況にはなりましたが、これから文書館の整備にどれくらいの経費が必要かということによって、文書館を本館としてオープンさせるのがいいのか、それとも山本支所の空きスペースを市民への閲覧室とするのがいいのかなど、それを見極めるためにもう少し時間をいただきたいと思います。
- (委員) 市民に対するサービスということで、閲覧室や応接室は必要ですから。
- (会長) 事務局もその必要性は分かっていると思いますので、耐震診断の結果を待ってからにしましょう。
- (委員) 文書館運営計画(案)の組織にある「調査・研究」について、文書館の職員が「研究」ということあれば学術的なものではなく、資料の管理学的・アーカイブ的

な研究になります。また、「調査」であればどこに何があるのか、集めた資料をどう扱うのかということが中心になります。しかし、もし大学の先生が学術的な研究がしたいと申し出たときに、どう対応するかということも考えておかなければなりません。もちろん、文書館は学術目的の先生方だけのものではなく、三豊市民のためのものなので不公平感があってはいけません、学術文化の向上という点で開かれた文書館であってほしいと思います。そのためには、情報公開条例や個人情報保護条例とのかかわりにも関係しますが、例えば香川県では、学術研究に関しては現用のものでも情報公開条例の適用除外になっているように、例規の整備をする中で、何らかの形でこれらに触れてもらいたいと思います。

(委員) 古文書の寄贈に関して、古文書の定義はよく分かりませんが、その基準を示した受入要綱のようなものは必要ですか。

(委員) 県立文書館には古文書収集基準があります。

(委員) そうすると、古文書が読める方を必ず配置しないといけませんね。行政文書だけなら整理・保存をしていけばそれなりに機能を果たせるが、基本的に文書館は、それ以外も受け入れられる体制でいなければならないということですね。

(委員) 三豊市文書館条例の「地域資料」とは、古文書を含めてという意味だと思いますので、それを集めるのであれば専門職員は必要だと思います。ただ、それができるかということもありますので、文化財関係の方にボランティア的に手伝ってもらおうというのが現実的だと思います。

(委員) 運営計画の「評価選別のしかた・・・市職員の理解・協力」とは、どういう意味ですか。

(事務局) 先進地の事例を見ると、選別は何段階にも分けて行っています。最初の第1次選別は、市職員が保存・廃棄の選別作業を行いますので、その理解と協力ということです。

(委員) それは文書管理規程の保存年限の設定のことですか。

(事務局) いいえ、保存期間が過ぎたものについて、その文書が歴史的なものかどうかという判断を行いたいと思っています。

(委員) 「(7)普及啓発」の「市職員の意識改革」についても、どういう意味ですか。

(事務局) 文書管理に対する職員の意識には旧7町によって温度差があるので、啓発によって意識を高めていきたいということです。

(委員) それなら「(5)公文書等の収集と管理」に入ると思いますが。

(委員) 職員の意識改革について、市職員が扱っている現用文書は、文書管理規程で保存年限が過ぎれば速やかに廃棄するとされていますので、廃棄するという意識しかないんですが、歴史的な公文書は残さなければならないという意識を持ってほしいということです。原課で選別しようとするれば、どうしても行政的に判断してしまうので、すべてを文書館に移管して、そこで歴史的・アーカイブ的な視点で評価選別するのも1つの方法です。いつ、どこで、だれが評価選別をするのかという仕組みも整備しないといけません。

(委員) 「(7)普及啓発」の「学校(小、中、高)や文化財保護協会との連携」とは、どんなことをイメージしていますか。

- (事務局) 他の文書館を見てみると、社会科の授業で文書館が利用されているようです。文化財保護協会については、古文書の関係です。県立文書館は各市町への出前講座をしています。先では三豊市もそういう活動ができればと思っています。
- (委員) 山本支所の空きスペースで利用・閲覧をした場合、利用者はそこで見たいのが見られるのか。それとも、そこに来た方を文書館へ案内して見てもらうのか。どのようなサービスを考えていますか。
- (事務局) 事務局としては、収納スペースを広げたいので文書館には詰め込みたいし、住民へのサービスではより安全な支所を利用したいということで、希望的観測も含めて書いていますので、まだまだ検討しなければなりません。
- (委員) 「どういった形でオープンするのか」のところ、市内の個人が持っている古文書について、学術目的や私的な研究のために借りたいとか、コピーを取りたいとか、あるいは寄贈していただくとか、そういうお願いをしていくつもりですか。ここを視察して感じたのですが、その分析にはコツコツとかなりの労力がかかっているし、そこから編さん・仕分けとなると非常に効率が悪い。ここには行政改革などの効率を求めずに、いつの日か閲覧できればいいという気持ちでやっていくんですか。市民の方のご協力によって、古文書がたくさん持ち寄られて収受しても、専門家がないから、いつまで経っても分析や編さんができないという状況にはなりませんか。これらについては、1回シミュレーションをして、行政的に周到な用意が必要だと思います。それと、「三豊市文書館の基本理念」について、1つ目は分かるが、2つ目、3つ目は意味が分かりにくいので、文書の熟度をもう少し上げてもらいたい。誰が読んで分かることが市民への説明責任だと思いますので。
- (事務局) 新たな歴史資料や古文書を受け入れるには、まだ熟度が足りないと思いますので、収集の管理規程や寄贈の受入要綱などを作っても、当面は公文書の利用ということでオープンさせたいと思います。
- (委員) 主は公文書ですね。でも、古文書も無視できないのでここに入ったんだと思いますが、高瀬町史編さんの時の森家文書については目録がありますので、最初はそれを市民に公表するだけでもいいと思います。そこから少しずつ増やせばいいんです。公文書についても、利用者は目録を見て申請するので、目録作りを早くやるべきだと思います。
- (事務局) 「議題(4)その他」でお話しする予定でしたが、「資料4の三豊市文書館索引」にあるように、このようなファイルタイトルでエクセル管理しています。文書館では保存箱に文書番地を付けていて、何課の何年保存かということが分かります。中には保存期限が過ぎているものがありますが、高瀬町文書については、庁舎の移転によって早急に移動させる必要があったので、永年文書以外も文書館に運び込まれています。香川県と同様に、三豊市でも永年保存を30年保存にする文書管理規程の改正をしていますので、昭和54年以前の文書については公開するという方向でいます。
- (委員) 他の市町でも、永年を30年にしているところがありますが、30年経ったから廃棄してもいいというようなことでなく、三豊市は文書館があるので大丈夫だと思いますが、きちんと移管されるシステムを作ってください。

- (会 長) 現在は準備段階なので2名の配置ですが、実務が始まればもっと人数が必要だと思います。
- (委 員) 基本理念に「見たい、知りたい、役立てたい」とありますが、はたしてどれだけの人が来てくれるのか危惧しています。やはり啓発や連携が必要であるし、私の偏見かもしれませんが文書館は地味なイメージがありますので、複合施設にすることもいいと思います。
- (委 員) 5年、10年先には問題になるでしょう。しかし、財政状況を考えると複合施設の建設は難しいと思いますし、図書館は旧7町それぞれにあってほしいと思います。
- (会 長) 文書館に1日何人来たらいいのかという基準は分かりませんが、詫間町の民俗資料館は小学校の授業などでよく使われているようです。
- (委 員) 民俗資料館と考古館の来館者について、研究目的や興味があって来る人は非常に少ないのが現実です。しかし、小学生を対象にした体験学習は非常に好評でして、遠くは国分寺から仲多度、三豊ではほとんどの小学校が来ます。子供たちは昔の生活を体験して、とても喜んでいきます。
- (会 長) 三野町にある宗吉瓦窯では、施設の運営管理を地元で支えようということで、地元と市からの呼びかけで90名のボランティアグループが集まり、よく活動しています。事務局の努力もあると思いますが、マスコミへ情報を提供して、マスコミに取り上げられることによって好感度が上がっていると思います。「文書館の整備ができました。」ということだけは、なかなか人は集まらないと思いますので、こういう活動も必要ではないでしょうか。
- (委 員) 詫間町の栗島に「だるま窯」という瓦を焼いていた窯があります。以前から詫間町文化財保護協会が主催して焼き物をしてきました。今年は宗吉瓦窯の館長が呼びかけをして、詫間町と三野町が中心ですが三豊市内の方の作品を「だるま窯」で焼きました。文化祭には間に合いませんでしたが、来年も続けていくことになり、大変よいイベントでした。
- (会 長) 他にありませんか。
- 無いようですね。事務局から提案された基本構想・運営計画案については、多くの意見が出されましたので、事務局はこれらを考慮して次回の資料を作成してください。

【議題（2）三豊市文書館耐震診断業務について】

- (会 長) 議題（2）について、事務局より説明をお願いします。
- (事務局) 三豊市文書館耐震診断業務についての中間報告をします。これから耐震診断・改修を進めるかどうかについて、大変重要な判断材料となるコンクリートや鉄筋の材質調査の結果は、先ほど言ったとおりの問題ありませんでした。その調査の概要は、1階と2階合わせて15箇所を実施し、各試験とも基準を満たしていましたので、耐震診断業務を進めています。また、次の耐震改修と整備工事の実施設計委託業務の発注に向けて、準備を始めています。以上です。
- (会 長) 事務局からの説明のとおり、建物の基本部分には問題がないので、最終結果を待つてからですが、耐震改修や整備工事に着手したいという提案でした。

何か質問はありませんか。こういう進め方でよろしいですか。

賛成の方は挙手をお願いします。

(全委員) [挙手]

(会 長) ありがとうございます。それでは、その方向で進めてください。

【議題（3）今後の協議会の開催日程について】

(会 長) 議題（3）について、事務局より説明をお願いします。

(事務局) お手元の資料5ページをご覧ください。来年の1月には三豊市長・市議選挙がありますので、次回の第3回協議会は2月18日、場所は山本支所の2階会議室で開きたいと思います。その次は、岡山県立記録資料館へ先進地視察に行きます。

(会 長) 岡山県立は記録資料館という名前ですが、何かが違うんですか。

(委 員) 文書館（もんじょかん）であれば古文書というイメージで、公文書館（こうぶんしょかん）なら公文書というイメージになります。ここ県立文書館（ぶんしょかん）は両方ということでしょうか。岡山県立記録資料館は、古文書や公文書以外に写真や絵画など、広い意味での記録資料を集めています。

(会 長) 第3回協議会は、この日程でよろしいですか。

反対意見が無いようですので、これでいきます。

【議題（4）その他について】

(会 長) その他について、何かありますか。

(委 員) 先ほど記録資料館の意味を教えていただいたので、三豊市文書館も写真資料などを含めるくらいの気持ちでお願いしたいと思います。業務量が多くなりすぎますか。

(事務局) 現在も写真や絵画を預かっていますので、歴史的な資料については、受け入れられるものは受け入れています。

(会 長) 他にありませんか。

無いようですので、これで議題の審議を終わります。

6. 閉会

[事務局あいさつ]